

○松江市きれいなまちづくり条例施行規則

平成18年3月31日

松江市規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市きれいなまちづくり条例（平成18年松江市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美化推進地域の指定)

第2条 条例第11条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 美化推進地域の名称
- (2) 美化推進地域の範囲
- (3) 美化推進地域の指定年月日又は変更年月日
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により美化推進地域の指定又は変更の告示をしたときは、当該地域内に美化推進地域図等を設置し、周知するものとする。

(喫煙制限区域の指定)

第3条 前条の規定は、条例第12条第2項において準用する条例第11条第3項の規定による告示について準用する。この場合において、前条中「美化推進地域」とあるのは「喫煙制限区域」と読み替えるものとする。

(勧告)

第4条 条例第15条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(公表の方法)

第5条 条例第15条第2項の規定による公表は、次の事項について松江市公告式条例（平成17年松江市条例第3号）第2条第2項の規定に準じて行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 勧告の内容及び勧告に従わなかった旨
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- （命令）

第6条 条例第16条の規定による命令は、命令書（様式第2号）により行うものとする。

（身分証明書）

第7条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第3号）とする。

（過料）

第8条 市長は、条例第19条の規定による過料の処分を行おうとするときは、告知書（様式第4号）により、あらかじめ告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の弁明は、指定期限までに弁明書（様式第5号）を提出して行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、口頭その他の方法により行うことができる。

3 市長は、第1項の処分をしようとするときは、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書（様式第6号）により通知するものとする。

4 条例第19条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、きれいなまちづくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（みんなでまもるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例施行規則の廃止）

2 みんなでまもるポイ捨て、犬猫ふん害及び落書きの防止に関する条例施行規則（平成13年宍道町規則第4号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月30日松江市規則第22号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日松江市規則第77号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日松江市規則第25号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名

勸 告 書

松江市きれいなまちづくり条例第15条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。
なお、勧告に従わない場合は、その事実を公表することがあります。

記

措置すべき内容

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

命 令 書

松江市きれいなまちづくり条例第16条の規定により、直ちに下記の措置をとるよう命令します。

なお、命令に従わない場合は、過料を科すことがあります。

記

措置すべき内容

様式第3号（第7条関係）

(第 1 面)

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職　　名		写 真	
氏　　名			
生年月日　　年　　月　　日生			
年　　月　　日交付			
年　　月　　日限り有効			
松江市長		印	

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。

4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

告知書

住所

氏名 様
(連絡先)

松江市長 氏名

あなたが行った次の行為は、松江市きれいなまちづくり条例の規定に違反するため、同条例第19条に定める過料処分の対象となります。

これに先立ち地方自治法第255条の3第1項の規定に基づき、弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

行為日時 年 月 日午前・午後 時 分ごろ

行為場所 松江市

行為内容 公共の場所における空き缶等のポイ捨て行為(空き缶ペットボトル
吸殻チューインガム紙くずその他())(同条例第7条違反)
落書き(同条例第9条違反)
飼い犬のふんの放置(同条例第10条違反)
吸い殻入れのない場所での喫煙(同条例第13条違反)

様式第5号(第8条関係)

(その1)

年 月 日

弁明書

(あて先)松江市長

住所

氏名

弁明することはありません。

次のとおり弁明します。

明日から起算して 日以内に別途弁明します。

(その2)

年 月 日

弁明書

(あて先)松江市長

以下のとおり弁明書を提出します。

弁明者住所

弁明者氏名

弁明の対象となる処分

松江市きれいなまちづくり条例第19条の規定による過料処分について
弁明の内容

弁明書の提出期限 年 月 日(曜日)

弁明書の提出先

(問合せ先)

※注意事項

- 1 弁明書と併せて、証拠書類又は証拠物を提出することができますので、弁明書の提出期限までに提出してください。
- 2 あなたに代えて、弁明の機会の付与の手続きに関する一切の行為を行うことができる「代理人」を選任することができます。この場合には、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出してください。
- 3 期限までに弁明書の提出のない場合又は出頭日時に出頭のない場合、弁明の機会を失います。

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

住所

氏名 様
(連絡先)

松江市長 氏名 印

過料処分通知書

あなたが行った次の行為は、松江市きれいなまちづくり条例の規定に違反するため、同条例第19条の規定により、円の過料の支払いを命じます。

行為日時 年 月 日午前・午後 時 分ごろ

行為場所 松江市

行為内容 公共の場所における空き缶等のポイ捨て行為(同条例第7条違反)

及び

違反事項 落書き(同条例第9条違反)

飼い犬のふんの放置(同条例第10条違反)

吸い殻入れのない場所での喫煙(同条例第13条違反)

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）